

日南市新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金支給額計算書（9月）

事業規模および開店時期によって計算式が異なります。この計算書を参考に算出してください。

支給額計算にあたっての確認事項

- ①支給額は、**店舗単位**での計算となります。
- ②支給額の計算に用いる売上高は、営業時間短縮を行った店舗の**飲食事業に関する売上高**（以下、「**飲食業売上高**」と表記）となります。
- ③**飲食業売上高**には、**営業時間短縮要請の対象外の宅配（デリバリー）や持ち帰り（テイクアウト）の売上は含めません。**
- ④支給額計算に用いる**飲食業売上高は、消費税抜きの金額**です。（消費税及び地方消費税を除いた金額）

◎事業規模や売上額により協力金額が異なる場合があります。

下記の1および2に記入し、該当するページから支給額を計算してください。

1 時短要請に協力した日数（該当するの口にチェックを入れてください。）

12日間（9/1～9/12）〔再延長分〕 合計日数 **12日**

2 事業規模について（いずれかの口にチェックを入れてください。）

①**中小企業（個人事業主含む）**・・・以下の要件のいずれかを満たすこと

②**大企業**

	業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
<input type="checkbox"/>	飲食業	5,000万円以下	50人以下
<input type="checkbox"/>	サービス業（カラオケ等）	5,000万円以下	100人以下

大企業

【3ページへ】

【中小企業（個人事業主含む）はここから記入してください。】

店舗が開店したのは、令和2年9月1日以前ですか

はい

いいえ

【5ページへ】

令和元年8月と令和2年8月の**飲食業売上高（消費税抜き）**

は、どちらも、「**2,583,323円以下**」ですか？

（※）令和3年9月1日から営業時間短縮要請に協力する場合は、令和元年又は令和2年の9月の売上高を参照してください。

いいえ

【2ページへ】

はい

支給額は1日当たり25,000円になります。 ※口にチェックを入れてください。

	1日当たり支給額	時短協力日数	協力金支給額
<input type="checkbox"/>	25,000円	12日〔9/1(水)~9/12(日)〕	300,000円

※計算は、以上で終わりです。協力金支給額を申請書、請求書に転記してください。
 ※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は省略ができます。

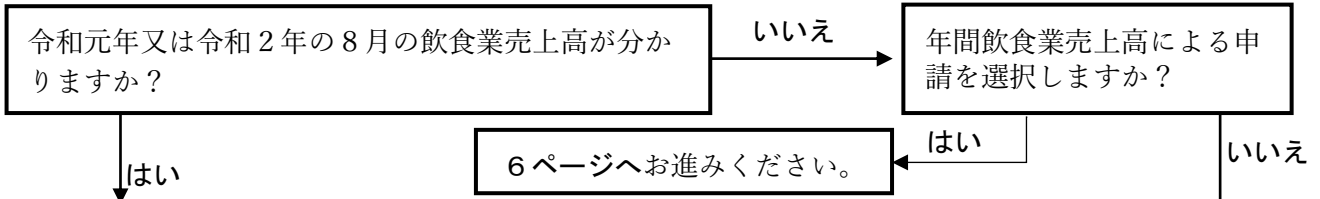
【売上高方式での計算（中小企業）】

以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

(※) 令和3年9月1日から営業時間短縮要請に協力する場合は、令和元年又は令和2年の9月の売上高を参照してください。



令和2年又は令和元年の1日当たり飲食業売上高の計算

いずれかに○をしてください。

令和2年又は令和元年の8月の飲食業売上高 (税抜)	円	①	÷	31日 ()日*	=	1日当たりの飲食業売上高	円	②
------------------------------	---	---	---	--------------	---	--------------	---	---

(1円未満切り上げ)

(※) 令和2年8月1日～8月16日の宮崎県による休業要請に協力し、休業した店舗（接待を伴う店舗等）が、①において令和2年8月の売上高を用いる場合は、31日から休業した日を除いた日数を（ ）に記入して計算してください。

(※) 令和3年9月1日から営業時間短縮要請に協力し、令和元年又は令和2年の9月の飲食業売上高を用いる場合は、9月の月の日数である30を（ ）に記入して計算してください。

- ※次のいずれにも該当する場合は、3ページへお進みください。
- 「②の額が250,001円以上」
 - 「(①の額) - 「令和3年8月(9月)の飲食業売上高」 ÷ 「31日(30日)」が、187,501円以上

令和2年又は令和元年の1日当たり飲食業売上高に基づく支給単価の計算

1日当たりの飲食業売上高	円	②	×	0.3	=	1日当たりの支給単価	,000円	③
--------------	---	---	---	-----	---	------------	-------	---

(1円未満切り上げ) (千円未満切り上げ)

補助金支給額の計算

1日当たり支給単価	,000円	③	と	上限額	75,000円	④
-----------	-------	---	---	-----	---------	---

③と④のうち低い額を⑤に記入してください。

1日当たり支給額	,000円	⑤	×	時短協力日数	12日	=	補助金支給額	,000円
----------	-------	---	---	--------	-----	---	--------	-------

上記内容で申請します。 ※□にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。補助金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

補助金支給額の計算

支給額は1日当たり25,000円になります。

1日当たり支給額	25,000円	×	時短協力日数	12日	=	補助金支給額	300,000円
----------	---------	---	--------	-----	---	--------	----------

上記内容で申請します。 ※□にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。補助金支給額を申請書、請求書に転記してください。

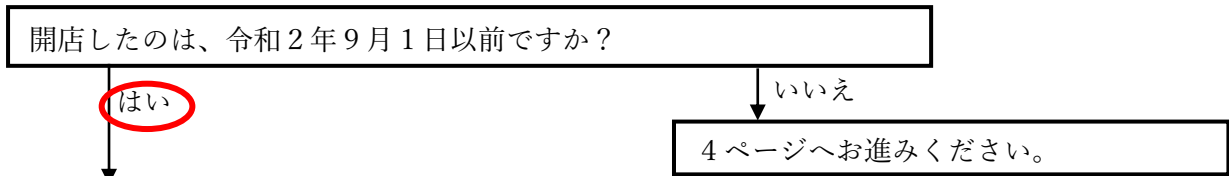
※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は必要ありません。

【売上高減少額方式での計算（大企業又は売上高減少額方式を選択する中小企業）】

以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。



1日当たり飲食業売上高減少額の計算

いずれかに○をしてください。

令和2年又は令和元年の8月の飲食業売上高（税抜） ① 20,000,000 円	÷	31日 ()日*	=	② 1日当たり飲食業売上高 645,162 円 (1円未満切り上げ)
令和3年8月の飲食業売上高 ③ 7,000,000 円	÷	31日 30日*	=	④ 1日当たり飲食業売上高 225,807 円 (1円未満切り上げ)
② 645,162 円	-	④ 225,807 円	=	⑤ 飲食業売上高減少額 419,355 円

(※) 令和2年8月1日～8月16日の宮崎県による休業要請に協力し、休業した店舗（接待を伴う店舗等）が、①において令和2年8月の売上高を用いる場合は、31日から休業した日を除いた日数を（ ）に記入して計算してください。

(※) 令和3年9月1日から営業時間短縮要請に協力し、令和元年又は令和2年の9月の飲食業売上高を用いる場合は、9月の月の日数である30を（ ）に記入して計算してください。その場合、令和3年9月の飲食業売上高を③に記入してください。

1日当たり飲食業売上高減少額に基づく支給単価および上限額の計算

⑤ 1日当たり飲食業売上高減少額 419,355 円	× 0.4 =	⑥ 1日当たり支給単価 168,000 円 (千円未満切り上げ)
② 1日当たり飲食業売上高 645,162 円	× 0.3 =	⑦ 上限額Ⅰ 194,000 円 (千円未満切り上げ)
		⑧ 上限額Ⅱ 200,000 円

補助金支給額の計算

⑥、⑦、⑧のうち最も低い額を⑨に記入してください。

⑨ 1日当たり支給額 168,000 円	×	時短協力日数 12 日	=	補助金支給額 2,016,000 円
-------------------------	---	----------------	---	-----------------------

上記内容で申請します。 ※ にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。補助金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

【売上高減少額方式での計算（令和2年9月2日以降に開店した店舗）】

売上高減少額方式で計算する店舗のうち、令和2年9月2日以降に開店した店舗については、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

時短要請前の1日当たり飲食業売上高の計算

下表により、開店日に応じた「①時短要請前の飲食業売上高」及び「②日数」を記入してください。

【店舗の開店日：令和 年 月 日】

開店日	①時短要請前の飲食業売上高	②日数
R2.9.2～R3.7.1	R3年7月の飲食業売上高	31日
R3.7.2～R3.7.27	開店日から31日間の飲食業売上高	31日
R3.7.28～R3.8.26	開店日からR3.8.26までの飲食業売上高	開店日からR3.8.26までの日数

$$\boxed{\text{① 時短要請前の飲食業売上高 (税抜) 円}} \div \boxed{\text{② 日数 ()日}} = \boxed{\text{③ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}}$$

時短要請期間を含む期間の1日当たり飲食業売上高の計算

$$\boxed{\text{④ 令和3年8月の飲食業売上高 円}} \div \boxed{\text{31日}} = \boxed{\text{⑤ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}}$$

(※) 令和3年9月1日から営業時間短縮要請に協力する場合は、**令和3年9月の飲食業売上高を、9月の月の日数である30日で除した金額**を⑤に記入してください。

1日当たり飲食業売上高減少額に基づく支給単価の計算

$$\left(\boxed{\text{③ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}} - \boxed{\text{⑤ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}} \right) \times 0.4 = \boxed{\text{⑥ 1日当たり支給単価 ,000円 (千円未満切り上げ)}}$$

上限額の計算

$$\boxed{\text{③ 1日当たりの飲食業売上高 円 (1円未満切り上げ)}} \times 0.3 = \boxed{\text{⑦ 上限額 I ,000円 (千円未満切り上げ)}}$$

⑧ 200,000円

補助金支給額の計算

⑥、⑦、⑧のうち最も低い額を⑨に記入してください。

$$\boxed{\text{⑨ 1日当たり支給額 ,000円}} \times \boxed{\text{時短協力日数 12日}} = \boxed{\text{補助金支給額 ,000円}}$$

上記内容で申請します。 ※にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。補助金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

【売上高方式（新規開店特例により計算）】

令和2年9月2日以降に開店した店舗については、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

時短要請前の1日当たり飲食業売上高に基づく支給単価の計算

下表により、開店日に応じた「①時短要請前の飲食業売上高」及び「②日数」を記入してください。

【店舗の開店日：令和 年 月 日】

開店日	①時短要請前の飲食業売上高	②日数
R2.9.2~R3.7.1	R3年7月の飲食業売上高	31日
R3.7.2~R3.7.27	開店日から31日間の飲食業売上高	31日
R3.7.28~R3.8.26	開店日からR3.8.26までの飲食業売上高	開店日からR3.8.26までの日数

時短要請前の飲食業売上高（税抜） ① 円	②日数 （ ）日	1日当たりの支給単価 ③ ,000円 (千円未満切り上げ)
-------------------------	-------------	-------------------------------------

÷ × 0.3 =

③は25,000円を超えますか？

いいえ

はい

補助金支給額の計算

1日当たりの支給単価 ③ ,000円 (千円未満切り上げ)	上限額 ④ 75,000円
-------------------------------------	------------------

③と④のうち低い額を⑤に記入してください。

1日当たり支給額 ⑤ ,000円	×	時短協力日数 12日	=	補助金支給額 ,000円
---------------------	---	---------------	---	-----------------

上記内容で申請します。 ※にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。補助金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。

補助金支給額の計算

支給額は1日当たり25,000円になります。

1日当たり支給額 25,000円	×	時短協力日数 12日	=	補助金支給額 300,000円
---------------------	---	---------------	---	--------------------

上記内容で申請します。 ※にチェックを入れてください。

※計算は、以上で終わりです。補助金支給額を申請書、請求書に転記してください。

※飲食業売上高が分かる書類（売上帳の写しなど）の添付は必要ありません。

【売上高方式（年間売上高での計算）】

令和2年及び令和元年の8月（令和3年9月1日から営業時間短縮要請に協力する場合は、令和2年及び令和元年の9月）の売上が不明な場合は、年間売上高による申請ができますので、以下のフロー図にしたがって数値を入力してください。

最後に、支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※飲食業売上高は、消費税抜きの金額になります。

デリバリー・テイクアウトの売上及び飲食以外の売上は対象外です。

